

2012年8月13日

## 復興特別所得税に関するお知らせ

2011年12月2日付で「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、預金・債券の利子や投資信託の分配金・譲渡益等の所得税額に対し、2.1%の復興特別所得税が追加的に課税されることになりました。これに伴い、税率は以下の通りとなります。

	～2012年12月31日	2013年1月1日～ 2013年12月31日	2014年1月1日～ 2037年12月31日
預金・債券の利子、 公社債投資信託の 分配金・償還益等	所得税：15% 住民税：5%	所得税及び復興特別所得税 15.315% 住民税：5%	
公募株式投資信託の 普通分配金・ 譲渡益等	所得税：7% 住民税：3%	所得税及び復興特別 所得税：7.147% 住民税：3%	所得税及び復興特別 所得税：15.315%※ 住民税：5%※

※2013年12月31日までは軽減税率が適用されています。

- 利子の計算期間等にかかわらず、2013年1月1日以降に支払われる利子等に対し、上記税率が課せられます。また、各種資料等で所得税が従来の税率により表示されている場合も、2013年1月1日以降は上記税率となります。
- 本資料は作成時点における法令その他の情報に基づき作成されていますが、今後の改正等により、取り扱いが異なる場合があります。
- 本資料の説明にかかわらず、お客様の個別の状況に応じて、取り扱いが異なる場合があります。個別具体的なケースにかかる税務上の取り扱い等につきましては、税理士・税務署等にご相談ください。